

平成27年度第1回

通算第112回

### 函館市公文書公開審査会会議録

開催日時	平成27年10月7日（水曜日） 午前10時
開催場所	市役所8階第1会議室
議 題	1 会長および副会長の選出について (公開) 2 行政不服審査法の全部改正に伴う函館市情報公開条例の改正について（諮問） (公開) 3 制度の運用状況について（報告） (公開) 4 その他 (公開)
出席委員	荒木 知恵 委員，河野 正樹 委員，高木 康一 委員 永盛 恒男 委員，山崎 英二 委員
欠席委員	なし
事務局の出席者の職氏名	吉本 憲弘 総務部文書法制課長 栗田 守 総務部文書法制課主査 高野 陽之 総務部文書法制課主査
傍 聴 者	報道関係者 2人

	(開会午前10時)
吉本課長	ただいまから、第112回函館市公文書公開審査会を
	開会します。
	私は会長・副会長が選出されるまでの間、進行役を務
	めさせていただきます、文書法制課長の吉本と申します。
	どうぞよろしくお願ひ申し上げます。
	委員の皆様におかれましては、公文書公開審査会の委
	員の御就任について御依頼申し上げたところ、快く御承
	諾をいただき、誠にありがとうございました。また、日
	頃より本市の情報公開制度の運用に当たりましては種々
	御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。
	今年6月に、皆様に委員に御就任いただいてから初め
	て開く審査会でございますので、本来であれば、総務部
	長から委員就任に当たって一言御礼を申し上げるところ
	ですが、部長、次長ともに出張と重なり出席がかなわず、
	大変申し訳ございません。
	行政不服審査法に基づく不服申立てについては、昨年
	全部改正された行政不服審査法が公布され、平成28年
	には施行される見込みとなっております、この度の法
	改正により、不服申立てに対する審査手続が変更になる
	ことに伴う情報公開条例の改正につきまして、審査会に

	お諮りし、御意見をいただきたいと考えております。
	お手数をおかけすることとなり恐縮ではございます
	が、委員の皆様におかれましては、今後とも情報公開制
	度の適切な運用のため、なお一層の御協力を賜りますよ
	うお願い申し上げます。
	次に、私の方から、委員の皆様の御紹介をさせていた
	だきます。
	函館市公文書公開審査会の委員の任期は、2年となっ
	ておりますので、改めて平成27年6月26日付けで、
	御委嘱申し上げたところでございますが、今回、小笠原
	委員が退任され、新たに荒木委員に御就任いただいたと
	ころでございます。
	それでは、お手元にお配りしてございます委員名簿に
	よりまして、順次、委員の皆様の御紹介させていただきます
	ます。
	(荒木委員から五十音順に紹介)
吉本課長	それでは、次に、議題の(1)会長および副会長の選
	出に移らせていただきます。
	函館市公文書公開審査会規則第2条第2項に「会長お
	よび副会長は、委員の互選により定める」と規定してご
	ざいますので、委員の皆様の互選により、会長・副会長

	をお選びいただきたいと存じます。
	それでは、会長・副会長の選出の方法ですが、差し支
	えなければ、委員の皆様方の推薦によりまして、会長・
	副会長を決定したいと存じますが、この方式でよろしい
	でしょうか。
	(異議なしの声あり)
吉本課長	御異議がないようですので、会長・副会長の御推薦を
	受けたいと思いますが、御発言はございますでしょうか。
河野委員	引き続き今までどおりお願いできればと思います。
吉本課長	ただいま、引き続きということで会長には山崎委員，
	副会長には永盛委員をとの御発言がございましたが、皆
	様いかがでしょうか。
	(異議なしの声あり)
吉本課長	御異議がないようですので、会長は山崎委員に，副会
	長は永盛委員に決定させていただきます。
	山崎委員，永盛委員には，それぞれ会長・副会長席に
	お移り願います。
	(それぞれの席に移動)
吉本課長	それでは、これからの議事運営につきましては、公文
	書公開審査会規則第3条第2項の規定に基づき、会長が
	議長となって進めていただくこととなりますので、よろ

	しくお願いいたします。
山崎会長	ただいま、公文書公開審査会の会長に引き続き私が選
	任され、副会長には永盛委員が選任されましたが、今後
	とも審査会の運営について御協力いただきますようお願い
	いたします。
	会議を始めるに当たりまして、一言お話しをさせてい
	ただきます。平成3年6月に情報公開条例、個人情報保
	護条例が施行されて、これと共に公文書公開審査会、個
	人情報保護審査会が置かれて、今日に至ったわけです。
	以前にもお話ししたことがあるかもしれませんが、審査
	会の発足当初から委員を務めておりまして、かれこれも
	う24年経ちます。公文書公開審査会が条例で置かれる
	前の情報公開制度懇話会にも携わっておりました。本当
	は、長過ぎるものですから、そろそろ退任するというこ
	とをお話ししたのですが、今回やはり長く委員をしてお
	られた小笠原委員が辞めるということになったものです
	から、二人同時に辞めるというのは少し無責任に感じま
	したので、事務局にお話ししまして、あと1期2年だけ
	は務めることになりました。
	そして、小笠原委員の後任ですが、できれば事務局に
	女性の方に委員として入っていただきたいとお願いしま

	して、弁護士会の方で荒木委員を推薦していただいたわ
	けです。荒木委員は、まだお若いですが、大変優秀な方
	でして、いろいろな場で、御自分の意見をしっかり御発
	言されていまして、今後の御活躍に期待しているところ
	でございます。
	それでは、会議に入りたいと思います。
	会議を始めるに当たりまして、本日の会議は、公開し
	て支障がないと思いますが、よろしいでしょうか。
	(異議なしの声あり)
山崎会長	では、会議は公開で行います。
	傍聴される方に議長からお願い申し上げます。
	引き続き会議は公開で行いますが、会議の進行に支障
	のないよう御協力をお願いします。
	それでは、函館市公文書公開審査会への諮問事項であ
	る、議題の「(2) 函館市情報公開条例の改正」につい
	て、事務局から説明していただきたいと思います。
吉本課長	それでは、議題(2)の資料をお手元をお願いします。
	まず、資料1「函館市情報公開条例の改正に係る諮問
	について」でございますが、平成27年9月16日付け
	で函館市長から行政不服審査法の全部改正に伴う情報公
	開条例の改正について、公開制度に関する重要事項につ

	いて調査審議する役割を有する旨の条例の規定に基づ
	き、当審査会に諮問がありました。
	本市の情報公開制度は、平成3年6月から始まり、平
	成13年の全部改正を経て、これまで運用されてお
	りますが、当審査会は、不服申立ての諮問に関し、39件の
	答申を行うなど、情報公開制度における救済手続を確保
	する上で重要な役割を果たしております。
	このような中、昨年、全部改正された行政不服審査法
	が公布され、平成28年には施行される見込みとなっ
	ております。このことに伴い、不服申立てに対する審理手
	続が変更となるため、法改正に対応した条例改正を行
	うとするものであります。
	条例改正の内容は、次の資料以降で詳しく御説明いた
	します。
	資料2の「行政不服審査法の全部改正と情報公開等に
	係る審査請求について」とタイトルがついた書類により、
	まずは全部改正されました行政不服審査法の制度内容に
	ついて御説明し、その後に、情報公開条例の一部改正に
	ついて御説明させていただきたいと思っております。
	それでは、1ページ目をお開きください。
	「行政不服審査法の全部改正の概要」について御説明

	させていただきます。
	「1 行政不服審査法の全部改正について」でござい
	ます。
	行政不服審査法とは、行政庁の処分その他公権力の行
	使に当たる行為に関する不服申立てについて定めた一般
	法でありまして、この法律の目的とするところは、第1
	に国民の権利利益の救済を図ること、第2に行政の適正
	な運営を確保すること、にあります。
	現行の行政不服審査法につきましては、昭和37年に
	制定、施行されたものでありますが、公正性の向上と利
	便性の向上の観点から抜本的に見直しがされまして、平
	成26年6月に全部改正された行政不服審査法が公布さ
	れ、施行は平成28年4月からの予定とされております。
	「2 改正行政不服審査法のポイント」でございます。
	改正行政不服審査法のポイントでございますが、大き
	く2つ掲げられています。
	一つ目は、審理・裁決の公正性の向上が図られたこと、
	二つ目としましては、2ページの方になりますが、国民
	にとって使いやすさの向上が図られたことであります。
	一つ目の審理・裁決の公正性の向上でございますが、
	3点挙げられております。



	1点目は、審理過程において、職員のうち処分に関与
	しない者が、審査請求人と処分庁の主張を聴き、公正に
	審理することです。
	括弧書で審理員とありますが、審理員といいますのは、
	審査庁から審理手続を行う者として指名を受けた審査庁
	に所属する職員であります。審理員は、審査請求に係る
	処分に関与していない、審査請求人の配偶者や親族でな
	い、などの要件を満たした者でなければならず、公正な
	立場で審査請求人と処分庁の主張を聴き、審理すること
	になります。
	2点目は、裁決について、有識者からなる第三者機関
	が点検することです。
	この第三者機関といいますのは、審査庁の諮問を受け
	て、審理員が行った審理手続の適正性を含めて、審査庁
	の判断の妥当性をチェックする合議制の機関でありま
	す。
	この第三者機関として、国の場合は、総務省に行政不
	服審査会が設置されます。市の場合においても、国の行
	政不服審査会と同様な調査権限を持った附属機関が設置
	されることになり、審査庁の判断の妥当性などをチェッ
	クすることになります。

	3点目は、審理手続における審査請求人の権利を拡充
	することです。
	たとえば、審査請求に係る関係書類について、現行で
	は閲覧のみ可能でありましたが、謄写、コピーができる
	こととしたこと、口頭意見陳述において審査請求人が処
	分庁に対して質問することが可能となったことが挙げら
	れます。
	2ページ目をお開きください。
	上段の図は、左側は、現行制度の審査請求の仕組み、
	右側は、改正後の審査請求の仕組みを表しております。
	現行制度では、審査請求人および処分庁がそれぞれ審
	査庁に対して主張や証拠を提出しまして、審査庁が審理
	を行い、裁決をしています。審査庁にて審理を行う者
	について、現行の行政不服審査法では、その規定はなく、
	処分に関わった者が審理に当たる可能性がありました。
	改正後につきましては、右側の図の①のとおり審査請
	求人および処分庁がそれぞれ審理員に対して主張や証拠
	を提出しまして、②で、審理員が公正な立場で審理手続
	を行い、審理手続が終結したときには、③のとおり審理
	員意見書を作成し、これを審査庁に提出いたします。
	審理員意見書といいますのは、審理員が審理手続を終

	結したときに作成するもので、審査庁が審査請求人に対
	してすべき裁決に関する意見書のことです。
	審査庁は、④のとおり第三者機関である行政不服審査
	会に対し諮問し、答申を得てから、⑤の審査請求に対す
	る裁決を行うこととなります。
	二つ目の使いやすさの向上でございますが、これにつ
	きましても3点挙げております。
	1点目は、原則となる不服申立類型を審査請求に一元
	化したこととあります。
	現行制度では、下の図にありますように処分庁に対す
	る不服申立てを異議申立て、処分庁以外の行政庁に対す
	る不服申立てを審査請求としていましたが、改正後は、
	審査請求に一元化されることとなります。
	例外として、2点目として記述しておりますが、個別
	法の特別の定めがある場合についてのみ、再調査の請求
	や再審査請求が認められております。
	3点目は、審査請求期間が3か月に延長されたこと。
	現行制度では、処分があったことを知った日の翌日か
	ら60日以内に異議申立てあるいは審査請求をしなければ
	なりませんでしたが、改正後は、処分があったことを
	知った日の翌日から3か月以内と審査請求ができる期間

	が大幅に延長されております。
	3 ページ目をお開きください。
	行政不服審査法の改正前後の比較について、公正性の
	向上と使いやすさの向上の観点を大きな区分としまし
	て、先程述べましたことを表にまとめております。
	4 ページ目につきましては、改正行政不服審査法にお
	いて頻出する用語について解説をしております。
	1 ページとばしまして、6 ページ目をお開きください。
	「改正行審法の審理員制度および行政不服審査会につ
	いて」、ここからは、今回の行政不服審査法の全部改正
	により新たに構築された制度であります、審理員制度と
	行政不服審査会について、御説明させていただきます。
	まずは、審理員制度について御説明させていただきます
	す。
	「1 審理員制度の概要」でございます。
	審理員は、先程も申しましたが、処分に関する手続に
	関与していないなどの要件を満たす者でありまして、こ
	の審理員が審査請求に係る審理手続を行うことにより審
	理の公正性や透明性を高めるために、新たに導入された
	制度であります。
	審理員は、審査庁から指名されることとなりますが、

	審査庁から指揮監督を受けることはなく、審査庁も指揮
	監督を行ってはならないとされています。
	審理員は、改正行政不服審査法の規定に従って審理手
	続を行うことになり、審理が終結したときには、審理員
	意見書を作成し、審査庁に提出することとなります。
	「2 審理員の指名を要しない場合」でございます。
	全ての審査請求の審理手続に当たり、審理員制度が適
	用されるわけではなく、改正行政不服審査法では、審理
	員制度を適用除外する旨の規定を置いております。
	まず一つ目としましては、(1)の審査庁が地方自治
	法第138条の4第1項に規定する委員会もしくは委員
	または同条第3項に規定する機関である場合でありま
	す。
	7ページをお開きください。
	審査庁が地方自治法第138条の4第1項に規定する
	委員会または委員とは、具体例でいいますと、教育委員
	会や選挙管理委員会または監査委員が挙げられます。
	また、審査庁が地方自治法第138条の4第3項に規
	定する機関とは、普通地方公共団体が、法律または条例
	の定めるところにより、執行機関の附属機関として置い
	た審査会、審議会、調査会等のことでありまして、例と

	しましては、建築審査会が挙げられます。
	説明上、これらをまとめて行政委員会等とさせていた
	だきますが、行政委員会等が審査庁である場合について
	は、有識者で構成された合議体であることから、審査請
	求に係る審理や判断については、公正かつ慎重に行われ
	ることが制度上担保されていると考えられることから、
	改正行政不服審査法では、審理員制度の適用を除外して
	おります。
	審理員の指名を要しないとする2つ目は、(2)の条
	例に基づく処分について条例に特別の定めがある場合と
	なります。
	条例に基づく処分につきましては、条例で審理員制度
	を適用除外とする旨の特別な定めを置くことにより、審
	理員を指名しないことができます。
	国が審理員制度を適用除外とすることを想定している
	場合としましては、情報公開条例に基づく処分について、
	情報公開審査会が諮問を受けて実質的な審理を行ってい
	る場合を例として挙げております。
	(3)は審査請求を却下するケースです。審査請求人が
	審査請求書の不備の補正に応じない場合や不適法であり
	補正できない場合については、審理員による審理手続に

	入る前段階で却下となります。
	(3)の審査請求を却下する場合を除き、(1)、(2)
	の場合については、審理員による審理手続は行われませ
	んが、改正行政不服審査法では、審理員が行うとされる
	審理手続の規定について、審理員を審査庁と読み替える
	ため、審理員制度を適用除外としたとしても、審理手続
	自体が省略されるものではなく、審査庁が審理手続を行
	うこととなります。
	8ページ目をお開きください。
	主要事項のもう一つである行政不服審査会について、
	御説明させていただきます。
	「1 国の行政不服審査会」であります。
	国におきましては、審理員が行った審理手続の適正性
	や、法令解釈を含め、審査庁の判断の適否を審査する機
	関として、総務省に行政不服審査会が設置されます。
	委員は、法律または行政に関する有識者のうちから、
	国会の同意を得て、総務大臣が任命することとなっております。
	り、任期は3年となっております。
	「2 地方公共団体に置かれる附属機関」であります。
	国の行政不服審査会に相当する機関としまして、地方
	公共団体は、審査庁である長の判断の適否を審査する附

	属機関を置くこととなっております。
	この附属機関を構成する委員の資格要件や定数等につ
	きましては、地方公共団体が条例で定めることとなって
	おります。
	9 ページ目をお開きください。
	「3 行政不服審査会における調査審議の手続」でご
	ざいますが、国の行政不服審査会の調査審議に関する手
	続については改正行政不服審査法に規定されており、市
	に設置することになります附属機関におきましても、適
	用となるものでございます。
	「4 行政不服審査会に諮問されない場合」ござい
	ます。
	審理員制度に適用除外がありますのと同様に、行政不
	服審査会に諮問を要しない場合が改正行政不服審査法に
	規定されておりました、(1)から(7)の場合については、
	行政不服審査会に諮問されないこととなります。
	情報公開制度におきましては、(2)の「裁決をしよ
	うとするときに他の法令、条例の規定に基づき第三者機
	関の議を経ることができる旨の定めがあり、かつ当該議
	を経て裁決しようとする場合」に該当するものでありま
	す。



	したがって、情報公開に係る審査請求については、公
	文書公開審査会に諮問されることとなりますので、行政
	不服審査会へは諮問されないこととなります。
	9 ページ下段のなお書に記述しておりますが、審査庁
	が行政委員会等である場合や条例に特別の定めを置いて
	審理員制度を適用除外としている場合につきましては、
	この行政不服審査会への諮問は行われな
	いこととなります。
	10 ページ目をお開きください。
	「改正行審法と情報公開制度等について」でございま
	す。
	「1 情報公開条例および個人情報保護条例による審
	査請求と改正行審法の審理員制度について」でございま
	す。
	論点としましては、情報公開制度などに係る審査請求
	について、審理員制度を適用するか否かでございます。
	10 ページから11 ページ上段にかけての表は、情報
	公開制度等に係る審査請求について、審理員制度を適用
	する場合と適用しない場合の違いについて、まとめたも
	のです。
	審理員制度を適用する場合の審理手続を行うものは、

	実施機関が市長, 消防長および公営企業管理者の場合は,
	最上級行政庁である市長が審査庁となり, 審理手続は市
	長が指名する審理員が行うこととなります。
	実施機関が議会および土地開発公社の場合について
	は, 議会および土地開発公社が審査庁となり, 審理手続
	は議会および土地開発公社が指名する審理員が行うこと
	となります。
	実施機関が教育委員会等の行政委員会等である場合
	は, そもそも改正行政不服審査法により, 審理員制度が
	適用除外となりますので, 行政委員会等が審理手続を行
	うこととなります。
	一方, 条例に特別の定めを置いて審理員制度を適用し
	ない場合の審理手続を行うものについては, 実施機関が
	どこであるかにかかわらず, 審査庁が審理手続を行うこ
	ととなります。
	審理員制度を適用する場合の審理員意見書について
	は, 審査庁が市長, 議会および土地開発公社である場合
	については, 審理員意見書が作成されることとなります
	が, 教育委員会等の行政委員会等につきましては, そも
	そも審理員制度が適用除外となっておりますので, 審理
	員意見書は作成されません。

	一方、審理員制度を適用しない場合につきましては、
	審査庁がどこであるかにかかわらず、審理員意見書は作
	成されないこととなります。
	1 1 ページ目をお開きください。
	利点・不利点ということで、審理員制度を適用した場
	合につきましては、情報公開等による処分について、実
	施機関がどこなのかによって、その後の審理過程におい
	て異なる手続となってしまう、また、審理員意見書を作
	成することになるために、審査請求があった日から諮問
	までにかかる日数が現在よりも長くなることが考えら
	れ、迅速性を損なうおそれもあると考えられます。
	審理員制度を適用しない場合につきましては、実施機
	関がどこであるかにかかわらず、審理過程は同一となり
	ます。
	市といたしましては、審理員制度を適用することで、
	実施機関によって審理過程が異なることは避け、公文書
	公開審査会において実質審理を迅速に行っていただい
	ているところでございますので、審理員制度を適用除外と
	すべきと考えております。
	1 2 ページ目をお開きください。
	「3 今後の公文書公開審査会等について」でござい

	ます。
	御説明申し上げたとおり，審理員制度および行政不服
	審査会制度が，今回の改正行政不服審査法の主要２項目
	であります。市といたしましては，情報公開制度に係
	る審査請求については，現行の制度を維持した方が中立
	・公正はもちろんのこと，迅速な調査審議を行うことが
	できると考えているところでございます。
	下の表につきましては，行政不服審査会と後程御説明
	させていただきます。条例の一部改正後の公文書公開審査
	会等との相違点について，参考としてまとめたものでご
	ざいます。
	条例改正につきましては，審理員制度を適用除外する
	こと，および全部改正された行政不服審査法や情報公開
	制度に関する国の法律の一部改正を参酌して，主に審査
	会における調査審議手続に関する規定の見直しを行うも
	のでございます。
	次に資料３「改正行審法による審査請求のながれ」等
	の概要を御覧いただきたいと思います。
	今まで，御説明させていただいたことにつきまして，
	若干補足させていただきたいと思います。
	１ページ目をお開きください。

	改正行政不服審査法による審査請求のながれについ
	て、図に表したものです。
	公文書公開に係る処分以外の一般的な処分に係る審査
	請求で、市長が処分庁である場合がございますが、審理
	員制度が適用されますので、左端の矢印に従っていくこ
	とになります。
	審理員による審理手続が行われ、審査庁が行政不服審
	査会等に諮問し、答申を得て、裁決することになります。
	同じく一般的な処分に係る審査請求で、処分庁が教育
	委員会等である場合につきましては、右端の矢印に従っ
	ていくことになります。
	この場合、審査庁が教育委員会等になりますので、審
	理員制度は適用されません。審査庁が審理手続を行い、
	行政不服審査会等に諮問することなく、裁決を行うこと
	となります。
	それでは、公文書公開に係る審査請求のながれですが、
	審理員制度を適用するとした場合は、審査庁が市長、議
	会、土地開発公社であるときは、審理手続の項目までは
	左端の矢印に従っていきます。
	第三者機関の項目で、情報公開条例等の規定により公
	文書公開審査会等への諮問を義務付けられているので、

	※1の矢印をたどることになり、公文書公開審査会等の
	答申を得た後に、審査庁が裁決をすることとなります。
	公文書公開に係る審査請求について、審理員制度を適
	用除外とした場合は、網掛けしてあります「審理員制度
	を適用しない。」ところに進み、真ん中の矢印に従って、
	審査庁が審理手続を行い、公文書公開審査会等の議を経
	て、審査庁が裁決をすることになります。
	公文書公開に係る審査請求で、審査庁が教育委員会等
	である場合ですが、そもそも審理員制度が適用除外され
	ておりますので、審理手続の項目までは右端の矢印に従
	っていくこととなりますが、情報公開条例等の規定によ
	り公文書公開審査会等への諮問を義務付けられているの
	で、※3の矢印を進み、公文書公開審査会等の議を経て、
	審査庁が裁決をすることになります。
	公文書公開等に係る審査請求のながれとしましては、
	審理員制度を適用しないとした場合に、審査庁がどこの
	機関であるかにかかわらず審理過程を同一とすることが
	できます。
	2ページ目につきましては、現行の行政不服審査法に
	よる不服申立てのながれを図に表したものであります。
	3ページ目につきましては、審理員による審理手続の

	概要をフロー図にしたものです。
	審理員制度を適用除外とした場合であっても、改正行
	政不服審査法では読替規定を置いておりますので、「審
	理員意見書の作成」以外についての、審理員が行わなけ
	ればならない手続につきましては、審査庁が行うことと
	なります。
	4 ページ目につきましては、行政不服審査会における
	調査審議手続の概要をまとめております。
	5 ページ目につきましては、情報公開等に係る審査請
	求のながれをフロー図にしたものです。
	二重の矢印線は、審理員制度を適用除外した場合のな
	がれであり、点線は審理員制度を適用した場合のながれ
	を表しております。
	先程御説明いたしましたとおり、審理員制度を適用す
	るとした場合には、実施機関が市長、公営企業管理者、
	消防長または議会、土地開発公社であるときについては、
	審理員による審理手続が行われることとなります。
	6 ページにつきましては、公文書公開審査会等による
	調査審議手続の概要であります。
	現在の調査審議手続と異なる点につきましては、公文
	書公開審査会・個人情報保護審査会の欄の上下真ん中に

	あります、「第三者の利益を害するおそれがあるとき、
	その他正当な理由があるときを除き、提出人の意見を聴
	いた上で、意見書または資料の写し等を審査会が送付す
	る。」としたところであります。
	このことにつきましては、審査会に意見書または資料
	の提出があった場合について、原則として求めがなくて
	も、審査会からその写しを提出人以外の審査請求人等に
	送付することとするものであります。後程、情報公開
	条例の改正の中で、御説明させていただきます。
	以上、行政不服審査法の制度概要などについて、御説
	明させていただきました。
	次に、資料4は、「函館市情報公開条例の一部改正」
	につきまして、概要を記載してございます。
	「1 条例改正の理由」は、審理員制度を適用しないこ
	ととすること、公文書公開審査会の調査審議手続等の規
	定の整備をすること、その他行政不服審査法の全部改正
	に伴う規定の整備等を行うこと、の大きく3つです。
	「2 条例改正の主な内容」についてです。
	「(1) 審理員制度を適用除外とする改正」ですが、
	法改正により新たに設けられた審理員制度は適用しない
	こととし、公文書公開審査会への諮問答申に基づく現行



	制度を維持する改正を行うものです。
	理由としましては、(ア)から(ウ)までに記載のとおり、
	既に現行条例において公正かつ慎重な救済手続を確保す
	る枠組があること、審査庁が教育委員会である場合と市
	長である場合など、審査庁の違いによって、審理員制度
	が適用される・されないの違いが生じ、審理過程が異な
	ることになってしまうこと、審理員の審理手続に必要な
	期間は審査会への諮問が遅れること、以上大きく3つで
	あります。
	「(2) 公文書公開審査会の調査審議の手続等に関す
	る規定の整備」ですが、国における審査会法の規定など
	を参考に、改正後の行政不服審査制度における公文書公
	開審査会の調査審議手続等に関して規定の整備を行うも
	のです。
	「(3) その他行政不服審査法の全部改正に伴う規定
	の整備等」ですが、法改正に伴う用語の整理、条項移動
	などを行うものです。
	「3 今後のスケジュール」ですが、今後、10月の答
	申、12月にパブリックコメント、その後来年第1回市
	議会定例会に議案を提出し、4月の条例施行を見込んで
	おります。

	資料5の「函館市情報公開条例の一部改正について」
	御説明させていただきます。
	情報公開条例につきましては、行政不服審査法の全部
	改正、行政機関の保有する情報の公開に関する法律の一
	部改正および情報公開・個人情報保護審査会設置法の一
	部改正を参酌しまして、主に公文書公開審査会における
	調査手続に関する規定の整備等を行っております。
	それでは、1ページ目をお開きください。
	第2条第2号の改正でございます。
	第2条第2号において定義する電磁的記録の用語を引
	用する条項を、現行は「以下同じ。」としていたところ、
	改正後においては「第14条第1項において同じ。」と
	限定する規定の整備でございます。
	第2条第2号の公文書としての電磁的記録には、録音
	テープ、ビデオテープ等に録音あるいは録画された記録
	につきましても含まれるものでございますが、13ペー
	ジになりますが、改正案条例第23条にも電磁的記録の
	用語が出てまいります。
	改正案条例第23条の電磁的記録につきましては、審
	査会における審理手続の中で、審査請求人等から提出さ
	れた意見書等が電磁的記録であった場合の取扱いを定め

	ているものでございますが、この場合の電磁的記録につ
	きましては、電子計算機いわゆるコンピュータによる情
	報処理の用に供されるものと限定しておりまして、録音
	テープ、ビデオテープ等に記録されたものは、含まれな
	いこととなります。
	したがいまして、第2条第2号の電磁的記録と同じ意
	味、範囲で引用している条項は、現行条例第14条第1
	項のみ、となりますので、改正案のとおりとなるもので
	ございます。
	2ページ目をお開きください。
	第15条の2としまして、「審理員による審理手続の
	適用除外」について新設するものでございます。
	この規定を置くことによりまして、この条例による処
	分に係る審査請求、または不作為事件に係る審査請求に
	関しましては、行政不服審査法上の審理員による審理手
	続が行われないこととなります。
	3ページ目をお開きください。
	第16条「審査会への諮問」の改正でございます。
	行政不服審査法の全部改正を参酌し、「不服申立て」
	を「審査請求」に改めるなどの規定の整備を行うもので
	ございます。

	5 ページ目をお開きください。
	第 17 条「諮問をした旨の通知」の改正でございます。
	この条につきましても行政不服審査法の全部改正を参
	酌し、規定の整備を行うものでございます。
	6 ページ目をお開きください。
	第 18 条の改正でございます。
	見出しも含めまして、行政不服審査法の全部改正を参
	酌し、規定の整備を行うものでございます。
	7 ページ目をお開きください。
	ここからは、第 3 章の「公文書公開審査会」に関する
	改正でございます。
	第 20 条「設置等」の改正でございます。
	第 1 項につきましても、行政不服審査法の全部改正を参
	酌し、規定の整備を行うものでございます。
	8 ページ目をお開きください。
	第 21 条「審査会の調査権限」の改正でございます。
	この改正につきましても、行政不服審査法の全部改正
	を参酌し、規定の整備を行うものでございます。
	9 ページ目をお開きください。
	第 22 条「意見の陳述等」の改正でございます。
	現行では、「意見の陳述等」の見出しで、第 1 項で意

	見の陳述に関すること，第2項で意見書または資料の提
	出に関することを規定しておりました。
	改正案におきましては，意見の陳述についてを第22
	条とし，意見書または資料の提出を新設の第22条の2
	とし，それぞれ独立した条としております。
	改正案条例第22条第1項につきましては，審査会は，
	審査請求人等から申立てがあったときは，口頭で意見を
	述べる機会を原則として義務的に与えなければならない
	こととしております。
	審査請求人等とは，審査請求人，参加人または諮問庁
	を指します。
	現行条例の規定では，口頭で意見を述べる機会が与え
	られるか否かが条例上必ずしも明確ではないため，これ
	を条例の規定上，明確化することとしたものでございま
	す。
	第2項につきましては，審査請求人または参加人は，
	専門知識を持って援助することができる補佐人を，審査
	会の許可を得た上で，意見陳述の際に同席させることが
	できる旨を定めたものでございます。
	11ページ目をお開きください。
	第22条の2としまして，「意見書等の提出」を定め

	るものでございます。
	先程申し述べましたが、現行条例第22条第2項を独
	立した条として規定したものでございます。
	12ページ目をお開きください。
	第22条の3としまして、「委員による調査手続」を
	定めるものでございます。
	審査会が、必要があると認めるときは、審査会が指名
	する委員に、審査請求に係る公文書を閲覧させ、審査会
	に提出された意見書または資料を閲覧させ、または意見
	陳述を聴かせることができるとするものでございます。
	複数の審査請求が同時期にあったときなどの審査会に
	おける審理の迅速化・効率化のために、この規定を新た
	に設けるものでございます。
	13ページ目をお開きください。
	第23条「提出資料の閲覧等」の改正でございます。
	見出しを「提出資料の閲覧等」から「提出資料の写し
	の送付等」に改正してございます。
	第1項につきましては、審査会に対し審査請求人等か
	ら提出された意見書または資料について、提出した審査
	請求人等以外の審査請求人等に、意見書または資料の写
	しを、審査会が送付するものとするものでございます。

	意見書または資料の写しを送付することにつきまして
	は、意見書等を提出した審査請求人等以外の審査請求人
	等に対し情報共有または反論の機会を与えるのが目的で
	ありまして、意見書または資料を提出した審査請求人等
	以外の審査請求人等からの求めがあるか否かにかかわら
	ず、審査会がその写しを送付するものでございます。
	なお、意見書または資料が電磁的記録であった場合に
	ついて、この条の電磁的記録は、電子計算機による情報
	処理の用に供されるものに限定しており、録音テープや
	ビデオテープ等の記録は含まれません。
	これにつきましては、意見書または資料が電磁的記録
	である場合の送付は、簡易迅速な審理手続の枠内で認め
	られるものであるため、書類に相当する電磁的記録のみ
	を第1項および第2項の対象とすることとするものであ
	ります。
	第2項につきましては、意見書または資料の閲覧の取
	扱いについて定めたものでございます。
	なお、提出された意見書または資料が電磁的記録であ
	る場合の閲覧方法については、審査会が定める方法によ
	り表示したものの閲覧としております。
	具体的には、パソコンの画面に表示し、その画面を閲

	覧させる，またはプリントアウトしてその書面を閲覧さ
	せるといった方法によることが想定されるところであり
	ます。
	第3項につきましては，審査請求人等に意見書または
	資料の写しの送付をする，または閲覧をさせようとする
	ときには，当該意見書または資料を提出した審査請求人
	等の意見を聴かなければならないとするものでございま
	す。
	第4項につきましては，審査会は，意見書または資料
	を閲覧させる場合には，日時および場所を指定すること
	ができるとするものでございます。
	16ページ目をお開きください。
	第24条「規則への委任」の改正でございます。
	審査会について，条例の規定の範囲内で，調査審議の
	手続等必要となる事項についても規則を定めることによ
	り，臨機な対応をとることを可能としようとするもので
	あります。
	17ページ目をお開きください。
	この条例の施行日でございますが，全部改正された行
	政不服審査法の施行の日としております。
	経過措置については，行政不服審査法に定められた経



	過措置と整合がとれるように規定しております。
	以上、情報公開条例の一部改正について、御説明させ
	ていただきました。
	なお、このたびお示しした改正案につきましては、規
	定中の用字・用語や表現について、今後制定される政令
	などの内容や国からの通知などの情報などを踏まえまし
	て、正確性や、法令や条例との間の整合性などを更に精
	査するなどして、改正の趣旨に影響のない範囲での調整
	があり得ますので、御承知おきくださるようお願いしま
	す。
山崎会長	ただいま、事務局の方から諮問内容についての説明が
	ありました。
	情報公開条例の改正についての概要を御説明いただい
	たところですが、各委員には、事前に事務局から資料が
	お手元に届けられていましたし、かつその際に事前の説
	明もありましたから、ある程度お分かりになったかと思
	いますが、資料に目を通され、ただいまの説明を聴いて、
	何か御質問等がありましたらお受けしたいと思います
	が、いかがですか。
山崎会長	なければ私からですが、情報公開制度に改正行政不服
	審査法の新制度である審理員制度を適用除外とすること

	が適当であるか否かということですが、審理員制度の適
	用を除外しないとした場合は処分に関わっていない者が
	審理員になるとのことです。具体的にはどこの誰になる
	のでしょうか。
	審理員制度の適用を除外しないとした場合に、例えば、
	財務部や都市建設部などに公開請求があったときは、公
	文書を公開するかしないかを部局だけで判断するのでは
	なく、文書法制課に事前に相談があるのではないかと理
	解していますが、もし、処分に関わりがなかったとすれ
	ば文書法制課の職員が審理員になる、といったことなの
	でしょうか。
吉本課長	公文書の公開請求に対する処分に関わって、仮に審理
	員制度を適用したとした場合には誰が審理員になるの
	か、ということですが、そのような場合に誰を審理員と
	するのかという問題もあって、審理員制度を適用しない
	という結論に至った面もあります。
	誰が審理員となるのかは難しい面があり、その都度、
	処分に関わっていない者を審理員に充てていかなければ
	ならないということになると思います。
	公文書の公開請求に関して、文書法制課は処分に関わ
	っておりますので、文書法制課の職員が審理員になるこ

	とはできないことになります。そうすると総務部に関する
	る処分であれば、処分に関係していない、例えば庶務担
	当課である総務課の職員が受け持つことや、都市建設部
	に関する処分であれば都市建設部の庶務担当課の職員が
	受け持つことなどが考えられますが、その方法も運用し
	ていくとなるとなかなか大変ではないかと考えます。
山崎会長	実際に運用していく場合に、審理員に誰を指名するの
	かということは、なかなか難しい問題ではないかと思ひ
	ます。
	それから、教育委員会その他の行政委員会については、
	合議体であるから審理員制度の適用はない、ということ
	ですが、実際には、教育委員会等の事務局レベルで行っ
	ていて、逐一合議体である委員会に諮って行っているの
	かどうかが気になります。そのような場合でも行政委員
	会が合議体で行っているから審理員制度を適用除外する
	こととしていいのかどうか疑問があります。
吉本課長	行政不服審査法上、そのような制度となっているので、
	如何ともし難い部分ではあります。教育委員会でありま
	しても、教育委員会から教育長に権限が委任されて教育
	長が処分をしている場合がありますが、この処分に係る
	不服申立てについては教育長の上位の機関である教育委

	員会に対する審査請求になります。教育委員会は合議で
	意思決定しますので、それは合議体による意思決定であ
	ると考えるしかないと思います。法律もそのような考え
	方であると思います。
永盛副会長	資料の3の1ページの改正行政不服審査法による審査
	請求のながれですが、審理員制度が適用されるフローと
	網掛け部分の審理員制度を適用しないフローとがありま
	す。その上にある審査庁は、市長、議会または土地開発
	公社が横並びになっておりますが、条例に特別の定めが
	ある場合に、審理員制度は適用しないことになっており
	ます。
	審理員制度を適用するかしないかの条例の線引きは、
	どういうことになっているのですか。どのような場合に
	審理員制度が適用されるのか、どのような場合に審理員
	制度が適用されないのかということなのですが、具体的
	に一例を挙げていただければと思います。
吉本課長	今回の情報公開条例の改正によって、この条例に基づ
	く処分あるいは請求に関する不作為に係る審査請求につ
	いては審理員制度を適用しない、ということはこの条例
	で定めた場合には、審理員制度は適用されないというこ
	とです。

	今現在は、条例に特別の定めを置いて審理員制度の適
	用除外を定めたものではなく、平成28年4月から制度が
	開始になると、法の規定により審理員制度が原則として
	適用されることとなりますが、条例に特別な定めを置い
	て適用しないことができるという法律の規定もあって、
	その規定に基づいて条例で特別の定めを置きますと審理
	員制度が適用されないことになる、ということです。
永盛副会長	それでは、具体的に列挙するというのではなくて、
	適用しないという規定を条例の条文に設けるということ
	ですね。
	それから、審理員制度について、行政内部の者が審理
	員になるというのは、迅速性への配慮だと思うのですが、
	迅速性と公正性というのは相反するという印象を持って
	いるのですが、どうなのでしょう。結局、行政内部で
	の審理であり、迅速性に傾き過ぎたような気がしないで
	もないのですが、その点いかがですか。
吉本課長	今までは処分に関与した者が審理に参加することを排
	除できないかたちになっていましたが、今後は改正行政
	不服審査法で、審理員という者が審理手続を行うことと
	されて、その審理員には、処分に関与した者を充てるこ
	とができない旨規定されたことによって、処分に関与し

	た者を外すことが明確になった点は、公正性の向上とい
	えると思います。
永盛副会長	その点は、公正性の確保ということなんでしょうね。
吉本課長	そのことにプラスして、審理員は審理手続が終了した
	ときには審査庁に審理員意見書を提出しますが、審理員
	意見書の提出を受けた審査庁は、それを基に裁決を行う
	ということではなく、更に第三者機関である行政不服審
	査会等に審理員意見書の内容を審理してもらい、その答
	申を踏まえた上で裁決を行うながれになっています。裁
	決を行う前段階で、第三者機関の審理を挟むことで更に
	公正性が担保される、というのが法律の考え方であると
	理解しております。
永盛副会長	しかし、審理員制度による審理を行った後に、更に行
	政不服審査会等で審理を行うとなると裁決まで時間がか
	かりますね。
吉本課長	その点につきましては、おそらく、いきなり外部の第
	三者機関である行政不服審査会等に意見を聴いても専門
	的な見地から審議するというのはなかなか難しいので余
	計に時間がかかるのではないかと考えて、あらかじめ
	審査庁の中にいる行政内部の者に審理員として調査審理
	を担当させて、そこで一定程度整理した審理員意見書を

	作らせた上で、それを第三者機関に審理してもらいたい
	う構成にしたのではないかと考えられます。
永盛副会長	審査会に提出される意見書や資料が電磁的記録である
	場合ですが、テープ等に録音されている記録は除く、と
	いうことでしたが、それはどのような理由からですか。
	具体的にいえば、テープを聴くということに時間がかか
	ってしまうことなどがその理由ですか。
吉本課長	どのようにして、送付するための写しを作成するのか、
	ということがまず困難な点であると思います。活字体ベ
	ースなどの電磁的記録であれば用紙に出力して、すぐに
	お渡しすることができますが、録音状態の記録となりま
	すと、音声データといいますのは、テープもありますし、
	MP3やMP4など、いろいろな録音形式があり、それ
	に対応する必要があります。それをどのようなかたちで
	写しとして作成し相手に渡すのかという問題、渡された
	相手もその媒体を開くことができるソフトや専用機器が
	なければなりませんので、それに逐一对応していくこと
	となりますと、スムーズに対応していけなくなるという
	問題があると思われま
	すがいまして、簡易迅速な審理手続の中では権利と
	して認める対象からは外させていただくという考え方で

	ございました。ただし、任意でお渡しすることを特段排
	除しているわけではございませんので、可能な場合には
	渡すことがないわけではないと考えます。
河野委員	現時点で分かる範囲でよろしいのですが、都道府県，
	他の市町村では、情報公開制度に係る審理員制度の適用
	についてどのような動きをしているのですか。
吉本課長	平成27年9月時点で、他都市が行った調査結果があ
	り、全国の中核市で把握できた41市のうち、現行のま
	ま審理員制度を適用しない予定であった市が函館市
	も含め29市、審理員制度を適用する予定の市が3市，
	検討中・未定が9市という調査結果でございました。
河野委員	都道府県はどうですか。
吉本課長	都道府県は、把握しておりません。
荒木委員	審理員制度を適用する予定である市が3市あるとのこ
	とでしたが、函館市のように公文書公開審査会があるに
	もかかわらず、審理員制度を適用するということですか。
	それとも、審査会がないから審理員制度を適用するとい
	うことですか。
吉本課長	公文書公開条例を制定している市は、審査会を置いて
	いるはずですので、現行の審査会があるにもかかわらず
	審理員制度を適用する、という選択をしたと考えられま



	す。
荒木委員	その理由について、何か把握していますか。
吉本課長	把握しておりません。
荒木委員	函館市において市民の方から、この審理員制度の適用を除外するか否かについて、何らかの御意見が市の方に届いたことはありますか。
吉本課長	ありません。
荒木委員	審理員制度の内容ですが、市の内部における処分に関わっていない職員が審理員という制度の中で審理員意見書を作成して、それを裁決の案とするとのことですが、公開請求に係る審査請求にあっては、公文書公開審査会の方が審理員より第三者性が強いわけですから、現行の制度を優先して審理員制度を適用除外することについては、なるほどと考えています。
	第三者機関としての行政不服審査会等ですが、これはどういうものを想定していますか。
吉本課長	行政不服審査会等については、一般的な不服申立てがあつて、審理員制度が適用された場合に、審理員が審理手続を行った上で審理員意見書を作成し、審査庁が当該意見書の提出を受けて、その後行政不服審査会等に諮問します。

	法律上、国の場合は行政不服審査会という名が付いて
	いますが、地方の場合は行政不服審査会という名は付い
	ていませんが、附属機関は置かれることになっています。
	審査庁に審理員意見書が提出されれば、それを設置さ
	れた行政不服審査会等に諮問して答申を得なければなら
	ないということになっています。
荒木委員	行政不服審査会等の委員になる方は、学識経験者や弁
	護士、そういった方になると思いますが、どのような方
	を委員として想定していますか。
吉本課長	公文書公開審査会の委員と同じような方々になると思
	います。函館市においても行政不服審査会等を法律上置
	くことになっておりますので、今後、どのような構成で
	どのような方々を選ぶか、ということを来年4月までに
	決めなければならない状況にあります。
荒木委員	行政不服審査会等は、情報公開制度上ではなく、一般
	的な附属機関として置かなければならないということ
	ですか。
吉本課長	そのとおりです。情報公開に関わるものを審理する役
	割ではなくて、行政不服審査法が適用され審理員制度が
	適用された場合に諮問する一般的な第三者機関が行政不
	服審査会等です。基本的には、この行政不服審査会等に

	<p>諮問しなければならないということになっていますが、</p>
	<p>情報公開条例等に係る審査請求については、それに類似</p>
	<p>した第三者機関である公文書公開審査会等が既に置かれ</p>
	<p>ておりますので、この場合は行政不服審査会等ではなく、</p>
	<p>公文書公開審査会等の方に諮問すれば良いというつくり</p>
	<p>に法律上なっております。</p>
荒木委員	<p>情報公開制度に審理員制度を適用する場合は、審理員</p>
	<p>が審理員意見書を作成して、審査庁がその審理員意見書</p>
	<p>の提出を受けて、その後に第三者機関としての公文書公</p>
	<p>開審査会に諮問され、結論が出るということですか。</p>
吉本課長	<p>市長が審査庁である場合はそのとおりですが、教育委</p>
	<p>員会等が審査庁である場合は審理員制度が適用されませ</p>
	<p>んのので、審理員意見書も作成されませんし、行政不服審</p>
	<p>査会等に対する諮問もありません。しかし、情報公開条</p>
	<p>例に基づいて公文書公開審査会に諮問されるということ</p>
	<p>になります。</p>
荒木委員	<p>市長が審査庁である場合には、審理員制度を適用する</p>
	<p>と審理員による意見書作成という手続が加わるという違</p>
	<p>いがあるということですか。</p>
吉本課長	<p>そうです。</p>
高木委員	<p>改正行政不服審査法で設置される第三者機関は、地方</p>

	公共団体に設置されますが、常設の附属機関ですか、そ
	れとも案件ごとに設置されるのですか。
吉本課長	法律上は、どちらも可能となっています。
高木委員	中核市のうち3市が審理員制度を適用するというの
	は、仮に常設機関ではないのであれば、案件ごとに情報
	公開に関して第三者機関を設置することはできるわけ
	で、そうすると審理員制度を新たに設けるメリット、市
	民の側、つまり情報公開をして欲しいと思っている方々
	から見れば、行政内部の者であったとしても処分に関わ
	っていない職員である審理員が審理を行ってくれるとい
	うメリットが加わるということなのだと思います。
	現行制度では、処分庁は見せたくないものは見せない、
	処分に関わる業務に携わっている人は通常そのように考
	えるわけですから、処分に関わっていない審理員が審理
	してくれることが情報公開を求めている人からみたメリ
	ットとしてあると思います。
	先程の3市に関しては、そういうことを想定されてい
	る可能性があり得ると思います。その点が改正行政不服
	審査法で付加される公文書の公開に関するメリットと考
	えて良いと思われ、デメリットとしては、諸手続の重な
	る部分が生じるのは行政の側からみたデメリットではあ

	るでしょうけれども、情報公開を求める人からみる限り
	はデメリットは存在しないということでしょうか。
吉本課長	同じ請求者の方が同じ日に同じ内容で、複数の実施機
	関あてに公文書の公開請求をするということがありま
	す。例えば、清掃業務に関する委託契約について市の契
	約書の公開請求があったときには、文書の保有先によっ
	て実施機関が分かれますので、請求は実施機関ごとにな
	り、市長に対する請求や、教育委員会に対する請求をす
	ることになります。
	それに対する処分が非公開決定であり、これに係る不
	服申立てがあったときに、審理員制度を適用した場合、
	市長に対する審査請求と教育委員会に対する審査請求と
	では、それぞれの審理手続が異なることになりますので、
	請求者にとってはデメリットとなり得る場合もありま
	す。
高木委員	分かりました。
山崎会長	審理員制度を理解するために確認しますが、行政処分
	に関してまず不服申立てする先は処分庁と理解して良い
	のですか。
吉本課長	不服申立て先は、最上級行政庁となります。
山崎会長	例えば、函館市の場合はどうなりますか。

吉本課長	情報公開条例に基づいた処分に関していえば，市長の
	処分については，上級行政庁は存在しませんので，市長
	が審査庁となり，不服申立て先も市長になります。
山崎会長	そうですね。上級行政庁がなければ処分庁が審査庁
	になるということですね。
吉本課長	そうです。
山崎会長	このことを踏まえてお聴きしますが，不服申立てがあ
	って，処分庁に上級行政庁がないときには，処分庁が審
	査庁となります。その審査庁の中で審理員制度を適用す
	る場合に，処分に関与した職員は，審理員から外される
	こととなりますが，審理員が審査した結果，処分が間違
	っていたとなり，処分庁が処分を取り消すことになった
	場合は，審査請求人に対して納得してもらった上で，審
	査請求を取り下げてもらえれば，第三者機関に諮問しな
	くても良いこととなります。
	審理員制度を設けることによって，不服申立てがあっ
	た場合に，同じ部局内であったとしても別の者が審理を
	担当することによって行政側に再考の余地が出てくる。
	再考の結果によっては迅速に申立人の要求に応じられる
	ことになるので，それが審理員制度を設ける一つのメリ
	ットと考えられないですか。

吉本課長	それが正常に働けばメリットになり得ると考えられま
	す。
山崎会長	逆に、もし審理員が処分が適正であったという判断を
	すれば第三者機関に諮問されるわけです。審理員制度は
	審理手続に時間がかかるのではないかと批判的な意見も
	ありますが、逆にメリットというのは、行政側で再考が
	できるという点にあると思います。
吉本課長	それがメリットとなり得る場合も理論的には考えられ
	ますが、それがうまく働くかどうかという点、消極の意
	見です。
山崎会長	メリットとしてあり得るけれども、現実的には難しい
	ということは確かにあると思います。
永盛副会長	資料の2の2ページで、現行制度と改正後のフローが
	あります。現行制度では上級行政庁があるかないかで、
	異議申立てのルートと審査請求のルートがあります。こ
	れが改正後は審査請求のルートで一つになりますが、か
	えって改正前の方が分かりやすかったのではないかと思
	います。
	現行制度の異議申立てと審査請求では手続上扱いが異
	なるので問題があったのですが、あえて審査請求一
	つに統一したことによって、かえって分かりにくくなっ

	たという面はありませんか。資料3の1ページ目のなが
	れで審理員制度が適用される場合と適用されない場合と
	ありますが、函館市において、審理員制度を適用しない
	と条例で定めた場合に、それは公文書公開審査会の方に
	進むことになるのですが、一般の行政不服審査会等も設
	けるとのことでした。そうしますと、審理員制度が適用
	されないということであれば、行政不服審査会等が必要
	なのかということになってしまいます。公文書公開に関
	しては、公文書公開審査会が担当し、一般的な処分に関
	しては、行政不服審査会等が担当すると分けて考えれば
	良いということなのですか。
吉本課長	審理員制度を適用するしないにつきましては、例えば、
	情報公開条例の改正案を御覧いただきたいと思いき
	が、資料5の2ページに審理員制度の適用除外の規定を
	第15条の2として新設しておりますが、ここに公開決
	定等または公開請求に係る不作為に係る審査請求につい
	ては、審理員制度を適用しないという規定を置いており
	まして、この適用除外の規定はあくまでもこの情報公開
	条例の処分に関して適用除外とするということであっ
	て、一般的に函館市の処分について全体的に適用除外に
	するということではないものです。



永盛副会長	やはり、そうですか。かなり難しい内容だと思います
	ので、市民の方々がこれを聞いて分かりますでしょうか。
	別の論点にはなりますが、これをどのように広報するか
	は、かなり難しいことだと思います。
吉本課長	資料3のながれの図が複雑に見えますのは、情報公開
	制度の特殊性に起因しているのではないかと考えられま
	す。一般に、個別法に基づいて処分をするという場合に
	は、情報公開条例のように実施機関が複数あり、複数の
	処分する機関が同一の制度の中にあるということは、他
	に見かけません。通常は、市長なら市長の処分だけです
	し、教育委員会なら教育委員会の処分だけです。情報公
	開条例の場合は、教育委員会もあれば、固定資産評価審
	査委員会もあれば、公平委員会もあれば、市長もあれば
	とたくさんの機関があり、複数の実施機関が存在してい
	るので、このような複雑なながれの図を描くことになる
	のですが、一般的な処分に関しては、このようなことは
	ないと考えられます。このため、それほど難しい話では
	ないのではないかとこの感じがします。情報公開制度で審
	理員制度を適用するとながれが実施機関によってそれぞ
	れ違うこととなりますので、難しくなります。
河野委員	先程の補足なのですが、審理員制度を採用する中核市

	が3市あるということでしたが、具体的にその市は分か
	りますか。
吉本課長	公表していいかどうか、了解をいただいていませんの
	で、この場では、差し控えさせていただきます。
河野委員	審理員制度を採用するのは、大きな都市であればある
	程度余裕もあってメリットもあると思いますが、函館市
	以下の小さな都市であれば、人員の確保がかえって難し
	いような気がします。そうすると、先程の3市というの
	は、大きな都市であると思いました。
吉本課長	中核市の調査ですので、函館市と大体同規模の都市と
	考えていただければと思います。中核市の中でも比較的
	人口が多いと思われる市です。
山崎会長	他にございませんか。
	なければ、今日の諮問の中心は、改正行政不服審査法
	では、原則審理員制度を適用することになっていますが、
	公文書公開請求の不服申立てに関しては、現行の公文書
	公開審査会にて対応していますし、審理員制度を採用し
	ますと、実施機関によって手続が異なること、また審理
	員意見書の作成等のために現行より時間がかかることに
	なること、公文書公開審査会は、公正性を保った第三者
	機関であることから、函館市の場合は、情報公開制度に

	審理員制度を導入しなくてもよいのではないかというこ
	とで、条例の中で、第15条の2として適用除外の規定
	を設けるとする市の意見だと思います。この点について
	何か異論がある方や、反対の方はいらっしゃいますか。
	ないようですので、当審査会としては、改正条例案に
	つきまして異議はないということです。
	ところで、今回の改正案には盛り込まれていない話で
	すが、長い間公文書公開審査会の委員として審査会の運
	営に携わってきて、今回の条例改正案では、審査会にお
	いて、不服申立人が意見陳述を申し立てることができる
	旨の内容から、求められた場合には意見陳述をさせなけ
	ればならない内容へと、一歩進んだわけです。問題は、
	意見陳述の場合、基本的には非公開になるわけです。た
	だし、運用としては実施機関を審査請求人の意見陳述に
	同席させるという運用はしていますが、条文上では何も
	触れられていません。一番悩むのは、審査請求人の意見
	陳述に実施機関を立ち合わせる、逆にそれを受けての実
	施機関の意見陳述に審査請求人を同席させることができ
	るのかという問題があります。おそらく基本的には実施
	機関の意見陳述の場合には、非公開にしなければならな
	いような意見陳述もあるので、今の運営上は審査請求人

	の同席は遠慮してもらっているのが実際です。実際に審
	査請求の審理をする立場としては、本当はその部分も改
	正案にルールとして作ってもらえると有り難かったと感
	じてもいますが、いかがでしょうか。
吉本課長	今、お話しされたように、非公開部分に関して不服申
	立てがあり、それに関わる意見陳述となりますので、一
	堂に会しての意見陳述となりますと非公開情報を話さな
	いように意見の交換をするということが難しいのではな
	いかと考えています。基本的には、非公開にならざるを
	得ないと考えております。
山崎会長	実施機関が同席する場合、審査請求人の意見を聴いた
	上で、実施機関の方で更に反論的な言い分があるかどう
	か、それを審査請求人が聴くことで、また更に主張する
	場合もあるわけです。
吉本課長	制度上確立させるのは、なかなか難しいのではないか
	と思います。運用上そういうことができる場合もあるか
	もしれませんので、その場合によって対応していくこと
	は今までにも事例はありますので、可能かと思います。
山崎会長	運用の問題であって、そのように進める場合には審査
	請求人と実施機関の同意が前提となるということです
	ね。

吉本課長	同席となると、公開して意見陳述を行うということと
	同義になると思います。それは、傍聴者の方を入れて行
	うということとあまり変わらなくなると思われます。し
	たがいまして、そこまで制度保証的な意味合いを込めて
	条例上規定するのは難しいのではないかと考えていま
	す。
山崎会長	二十何年かやってきて、どのようにしたら良いか、迷
	いがあったことでしたから、お話しをさせていただきま
	した。
吉本課長	発言のどの部分が非公開部分に触れてしまうかという
	ことが、実際に対面でやり取りしている場合には気付か
	ないで話してしまうことがどうしても可能性としてあり
	ますので、なかなか公開で行うというのは難しく、行う
	にしてもかなり慎重の上にも慎重を期して行わなければ
	ならないと考えております。
山崎会長	いずれにしましても、今、皆さんからの御意見の中で、
	諮問された情報公開条例の改正案については、特に意見
	はないということで、これはここで終わって良いでしょ
	うか。
	よろしいようですので、議題の「(2) 函館市情報公
	開条例の改正」については、事務局の説明の中にござい

	ました、「規定中の用字・用語や表現については、正確
	性や、法令や条例との間の整合性などを更に精査するな
	どして、改正の趣旨に影響のない範囲での調整があり得
	る。」ということも踏まえた上で、公文書公開審査会の
	意見としては、異議がない旨の結論とし、今後におきま
	しても、改正後の行政不服審査制度が運用され、課題が
	出てきた場合には、審査会からも積極的に意見を出して
	いき、より良い制度としていくこととしたいが、いかが
	でしょうか。
	(異議なしの声あり)
山崎会長	皆さん異議がございませんので、議題の「(2) 函館
	市情報公開条例の改正」について、公文書公開審査会と
	しては異議がない旨の意見を市長に答申することといた
	します。
	それでは、議題の「(3) 制度の運用状況」について、
	事務局から説明願います。
吉本課長	制度の運用状況につきましては、平成26年度の「情
	報公開制度・個人情報保護制度の利用状況」を配布させ
	ていただいております。ごく簡単に、説明します。
	公開請求に関しては、請求者数が延べ114人、昨年
	の79人に比べ44.3%増加し、平成3年度の制度開

	始以来、過去 8 番目です。
	対象公文書の件数は、2, 152 件で、昨年の 827
	件に比べて 2.6 倍となり、過去 15 番目です。
	請求内容を件数で多い順に挙げると、住居表示台帳の
	公開請求が、合計で 1,025 件、大間原発関係文書
	621 件、障害者福祉サービス事業所給付費関係書 103
	件などとなっております。
	このうち、大間原発関係文書の公開請求は、前年度平
	成 25 年度中にあった請求ですが、情報公開条例第 12
	条第 3 項の規定に基づき、決定期限の特例適用により期
	間を延長して対応し、決定が平成 26 年度になったもの
	であります。
	自己情報の請求に関しては、平成 26 年度においても、
	全て自分の情報を見たいという、開示請求についてのもの
	ので、8 人から 36 件の請求がありました。請求人数は
	過去 7 番目、件数は過去 3 番目でした。
	主な請求としましては、母子保健課の乳幼児健診受診
	記録の請求が 2 人・16 件、はこだて療育・自立支援セ
	ンターの利用記録等の請求が 2 人・13 件という状況で
	す。
	以上非常に簡単ですが、詳細は中を御覧いただきたい

	と思います。
山崎会長	ただいまの，事務局からの説明に対しまして，各委員
	から御質問等ございませんか。
	(質問なし)
山崎会長	次に(4)その他として委員の皆様から何かありませ
	んか。
	(なし)
山崎会長	事務局からはどうですか。
	(ありません。)
山崎会長	本日の公文書公開審査会はこれもちまして終了した
	いと思います。
	(午前11時30分終了)